

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止等した文化芸術・スポーツイベントの
**チケットを払い戻さず「寄附」することにより、税優遇を受けられる
制度が新設されます。**

新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、ファンの間に感染が広がる最悪の事態を避けるため、それまで全力で進めてきた準備をすべて投げうち、苦渋の決断で開催を中止等した文化芸術・スポーツイベントが数多くあります。

中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けない(放棄する)ことを選択された方は、その金額分を「寄附」と見なし、税優遇(寄附金控除)を受けられる新たな制度を創設します。

※関連する法律案が国会で成立した場合



皆さんが応援するチーム・アスリートや今も力を与えてくれるアーティストなど、文化芸術・スポーツに関わる方々を応援したい、そんな「想い」を支える新しい税制が始まります。

具体的な手続きは裏面をご覧ください⇒

寄附金控除までの具体的な流れ

STEP 1

主催者等 ⇄ 文化庁・スポーツ庁

主催者等からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が対象イベントを指定

- 現に中止等(中止・延期・規模縮小)されたイベントを幅広く対象とします。
- 対象イベントは、文化庁・スポーツ庁のHPに順次アップします。

STEP 2

主催者等 ⇄ 参加者 (払戻しを受けないことを選択された方)

参加者が対象イベントの主催者に払戻しを受けないことを連絡。主催者等から、対象イベント認定証明書(仮称)と払戻請求権放棄証明書(仮称)を入手。

STEP 3

参加者 ⇄ 税務署

確定申告の際に、上記2点の証明書と共に申告。
(e-taxでの申告も可能)
⇒寄附金として税優遇の対象となります。

(優遇内容のイメージ)

10,000円のチケット代金を払い戻さずに「寄附」

⇒好きなアーティスト等に「寄附」できた上、最大4,000円の減税！

※具体的な減税額は、寄附された方の所得額や居住されている自治体により異なります。

※税額控除の場合、(対象チケット代金合計-2,000円)×40%(+住民税分)の減税。

(注)上記「-2,000円」は、今回の特例「寄附」以外の寄附も含めた年間寄附総額に対して一回のみ適用されます。

その他の留意点

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催予定だったものの、結果として中止等された一定の文化芸術・スポーツイベントであって、上記STEP1の手続を経て文化庁・スポーツ庁のHPに掲載されたものが対象となります。ただし、不特定多数を対象としないイベント、そもそも払戻しを受けられないイベントは対象となりません。
- 年間ごとに合計20万円までのチケット代金分が、この制度による優遇の対象となります。
- 地方税の税優遇については、居住している自治体にお問合せください。



申請の手続等については、詳細が固まり次第、文化庁・スポーツ庁HPでお知らせいたします。

問合せ先 文化庁 本件税制担当
03-5253-4111 (内線:4764)

スポーツ庁 本件税制担当
[観戦チケットの払戻しについて] 03-5253-4111(内線:2686)
[イベント参加料の払戻しについて] 03-5253-4111(内線:2688)